

第 1 1 次 山 形 県 交 通 安 全 計 画 の 概 要

第 1 1 次交通安全計画の概要

【位置付け】 交通安全対策基本法（第 25 条第 1 項）の規定により、総合的かつ長期的な交通安全に関する施策の大綱として、政府作成の第 11 次交通安全基本計画（R3.3 月末）に基づき、山形県交通安全対策会議が作成する県交通安全計画（R3.9 月策定予定）

【期 間】 期間は令和 3 年度～ 7 年度までの 5 年間

【基本理念】 ○交通事故のない、安全・安心な山形県を目指す
○人優先の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進する
○高齢化が進展しても安全に移動できる社会を構築する

【第 1 0 次交通安全計画の検証】

◎ 第 1 0 次計画の目標 ～ 年間死者数 3 0 人以下 年間死傷者数 6, 0 0 0 人以下

◎ 結 果 ～ 第 1 0 次の目標は達成

(単位：人)

	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	平均
死者数	2 8	3 8	5 1	3 2	3 0	3 6
死傷者数	7, 6 9 8	7, 2 8 2	6, 2 5 0	5, 1 6 7	4, 0 0 5	6, 0 8 0

◎ 課 題

- ・死者数に占める高齢者の割合が高い [令和 2 年：山形県 63. 3% (参考：全国 56. 2%)]
- ・国道、県道等幹線道路での死者数を減少させることが必要 (過去 5 年間で全体の 67. 4% を占める)
- ・夕方から夜間にかけて (16 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0) の事故が多い (全死者の 35% を占める)

1 道路交通の安全

(1) 最終年目標 (令和 7 年)

- ① 年間の死者数 24 人以下 (政府の第 11 次交通安全基本計画の目標値 2, 0 0 0 人の概ね 1 % 以下)
- ② 年間の重傷者数 280 人以下 (政府の第 11 次交通安全基本計画の目標値 22, 0 0 0 人の概ね 1 % 以下)
※重傷者：交通事故によって負傷し、1 か月 (30 日) 以上の治療を要する者

(2) 対策

【6つの視点】

- ① 高齢者及び子どもの安全確保
- ② 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
- ③ 幹線道路及び生活道路における安全確保
- ④ 先端技術の活用推進
- ⑤ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ⑥ 地域が一体となった交通安全対策の推進

第 1 0 次山形県交通安全計画期間内における本県の交通事故の特徴を踏まえ、重点的に取り組む事項

- ① 高齢者及び子どもの安全対策の推進
- ② 幹線道路での事故防止対策の推進
- ③ 運転者対策の推進
- ④ 生活道路などの道路安全施設整備による事故防止対策の推進
- ⑤ 夕方から夜間にかけての事故防止対策の推進
- ⑥ 衝突時の被害軽減対策の推進

【8つの柱 (施策)】

- ① 交通安全思想の普及徹底
- ② 安全運転の確保
- ③ 道路交通環境の整備
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救助・救急活動の充実
- ⑦ 交通事故被害者等支援の推進
- ⑧ 交通事故調査・分析の充実

(3) 主な施策

1 交通安全思想の普及徹底

- ・交通安全思想の普及に向けた戦略的な取組として「交通マナーアップ県民運動」の展開
- ・全年齢層における「交通安全ありがとう運動」を通じた横断歩行者の安全確保
- ・交通安全危険予測シミュレータや動画 K Y T (危険予測トレーニング) 等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- ・全年齢層の自転車利用者に対してヘルメットの着用を推奨

2 安全運転の確保

- ・高齢者に対する安全運転教育、認知機能検査などの運転適性相談等の充実
- ・事業者に対する事業用自動車の安全管理対策の指導強化

3 道路交通環境の整備

- ・交通安全に資する道路整備を行う事故ゼロプラン (事故危険区間重点解消作戦) の推進
- ・通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路における交通安全の確保
- ・安全運転を支援する高度道路交通システム (I T S※) の活用により、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現

※ 最先端情報通信技術を用いて、人と道路と車両とをネットワークでつなげることにより、交通事故、渋滞などといった道路交通問題の解決を目的として構築する新しい交通システム

4 車両の安全性の確保

- ・自動車の先進安全技術に対応した自動車の検査及び点検整備の充実
- ・自転車事故による被害者救済のため、自転車の損害賠償責任保険等への加入を促進

5 道路交通秩序の維持

- ・飲酒運転、妨害運転などの悪質・危険・迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの推進
- ・重大事故に直結するおそれがある高速道路等における交通指導取締りの強化

6 救助・救急活動の充実

- ・ドクターヘリの活用など迅速な対応に向けた救急医療機関、消防機関等との連携協力体制の強化

7 交通事故被害者等支援の推進

- ・交通事故相談及び各種救済制度の教示など交通事故被害者等支援の充実

8 交通事故調査・分析の充実

- ・地理情報システム (G I S) を活用した交通事故分析による交通事故情報等の「見える化」推進

2 鉄道交通の安全

(1) 最終年目標 (令和 7 年)： 乗客の死者数ゼロの継続、運転事故全体の死者数の減少

(2) 2 つの視点： ① 重大な列車事故の未然防止 ② 利用者が関係する事故の防止

(3) 7 つの柱： ① 鉄道交通環境の整備 ④ 鉄道車両の安全性の確保 ⑦ 鉄道事故等の原因究明と事故等の防止
② 鉄道交通の安全に関する知識の普及 ⑤ 救助・救急活動の充実
③ 鉄道の安全な運行の確保 ⑥ 被害者支援の推進

3 踏切道の安全

(1) 最終年目標 (令和 7 年)： 踏切事故件数ゼロ

(2) 視 点： 踏切の状況等を勘案した効果的な対策の推進

(3) 4 つの柱： ① 立体交差、構造改良及び歩行者等立体横断施設の整備 ③ 踏切道の統廃合の促進
② 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 ④ その他踏切道の交通安全及び円滑化を図るための措置